

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年11月9日
【会社名】	ソニーグループ株式会社
【英訳名】	SONY GROUP CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 吉田 憲一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 早川 禎彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 早川 禎彦
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【発行登録書の提出日】	2022年11月1日
【発行登録書の効力発生日】	2022年11月9日
【発行登録書の有効期限】	2024年11月8日
【発行登録番号】	4 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 44,000百万円
【発行可能額】	44,000百万円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2023年11月9日(提出日)中です。
【提出理由】	2022年11月1日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報」「第1 募集要項」「1 新規発行株式」の記載につ いて訂正を必要とするため、本訂正発行登録書を提出するもので す。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

発行登録書の「第一部 証券情報」「第1 募集要項」「1 新規発行株式」の記載を以下のように訂正します。訂正箇所は下線で示しております。

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	未定	完全議決権株式で株主の権利に特に限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 募集の理由及び目的

当社は、2022年度より、株式報酬制度として譲渡制限付株式ユニット(RSU)(以下「RSU」といいます。)による事後交付型株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決定しています。本制度は、ソニーグループの業績と本制度の対象者(以下「対象者」といいます。)の受ける利益を連動させることにより、ソニーグループの業績向上に対する対象者の貢献意欲を高め、以てソニーグループの業績を向上させることを目的として導入するものです。

<本制度の概要>

<中略>

RSUの権利確定

権利確定の方法により、プランA、プランB、プランC及びプランDを定めており、原則として以下に記載する方法によって、RSUが権利確定するものとします。

プランA：付与日から9年後に全てのRSUが権利確定します。

プランB：付与日から3年後に全てのRSUが権利確定します。

プランC：付与日から3年間にわたり、1年を経過する毎に付与したRSUのうち3分の1が権利確定します。

プランD：対象者が一定の地位を喪失した場合に全てのRSUが権利確定します。



当社普通株式の交付の方法及び時期

当社は、権利確定後、速やかに、当社又は当社子会社から対象者に支給された当社に対する金銭報酬債権（なお、当社は、当社子会社の対象者に付与された金銭報酬債権に係る当該子会社の対象者に対する債務について併存的債務引受けをします。）の現物出資と引換えに、当社の代表執行役の決定に基づく新株式発行又は自己株式処分によって、RSU交付株式数の当社普通株式を交付します。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る当社の代表執行役の決定の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならず、かつ関連する法令により認められる範囲において決定する額とします。

<後略>

（訂正後）

種類	発行数	内容
普通株式	未定	完全議決権株式で株主の権利に特に限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

（注）1．募集の理由及び目的

当社は、2022年度より、株式報酬制度として譲渡制限付株式ユニット（RSU）（以下「RSU」といいます。）による事後交付型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決定しています。本制度は、ソニーグループの業績と本制度の対象者（以下「対象者」といいます。）の受ける利益を連動させることにより、ソニーグループの業績向上に対する対象者の貢献意欲を高め、以てソニーグループの業績を向上させることを目的として導入するものです。

<本制度の概要>

<中略>

RSUの権利確定

権利確定の方法により、プランA、プランB、プランC及びプランDを定めており、原則として以下に記載する方法によって、RSUが権利確定するものとします。

プランA：付与日から9年後に全てのRSUが権利確定します。

プランB：付与日から3年後に全てのRSUが権利確定します。

プランC：付与日から3年間にわたり、1年を経過する毎に付与したRSUのうち3分の1が権利確定します。

プランD：対象者が一定の地位を喪失した場合に全てのRSUが権利確定します。



当社普通株式の交付の方法及び時期

当社は、権利確定後、速やかに、当社グループ会社から対象者に支給された当社グループ会社に対する金銭報酬債権（なお、当社は、当社の関係会社の対象者に付与された金銭報酬債権に係る当該関係会社の対象者に対する債務について併存的債務引受けをします。）の現物出資と引換えに、当社の代表執行役の決定に基づく新株式発行又は自己株式処分によって、RSU交付株式数の当社普通株式を交付します。ただし、当社が必要と認める場合には、当社の関係会社が金銭報酬債権を当該対象者に対して付与することに代えて、当社は、当社の関係会社をして、当該金銭報酬債権の額と同額の金銭を当該対象者に対して支給させるなどの適切と認める措置をとることができるものとし、この場合、当該対象者は、当社に対して株式と引き換えに金銭を払い込むことにより、権利確定したユニット数と同数の当社株式を取得するものとし、なお、当社の発行済株式総数が株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて当該交付株式数を調整します。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る当社の代表執行役の決定の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならず、かつ関連する法令により認められる範囲において当社が決定する額とします。

なお、当社株式の交付が困難な特段の事情が生じた場合その他当社が必要と認める場合には、当社は、その裁量により、対象者に対して同等の価値を有する金銭を支給することにより、当社株式の交付に代えることができるものとし、

<後略>

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

発行登録書の「第二部 参照情報」「第1 参照書類」の記載を以下のように訂正します。訂正箇所は下線で示しております。

(訂正前)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(2021年度)(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月28日に関東財務局長に提出

事業年度(2022年度)(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月30日までに関東財務局長に提出  
予定

事業年度(2023年度)(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年7月1日までに関東財務局長に提出  
予定

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度(2022年度)第1四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月4日に関東財務局長に提出

事業年度(2022年度)第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月14日までに関東財務局長に提出  
予定

事業年度(2022年度)第3四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日) 2023年2月14日までに関東財務局長に提出  
予定

事業年度(2023年度)第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月14日までに関東財務局長に提出  
予定

事業年度(2023年度)第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月14日までに関東財務局長に提出  
予定

事業年度(2023年度)第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2024年2月14日までに関東財務局長に提出  
予定

事業年度(2024年度)第1四半期(自 2024年4月1日 至 2024年6月30日) 2024年8月14日までに関東財務局長に提出  
予定

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2022年11月1日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年7月1日に関東財務局長に提出

(訂正後)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(2021年度)(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月28日に関東財務局長に提出  
事業年度(2022年度)(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月20日に関東財務局長に提出  
事業年度(2023年度)(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年7月1日までに関東財務局長に提出  
予定

### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度(2022年度)第1四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月4日に関東財務局長に提出  
事業年度(2022年度)第2四半期(自 2022年7月1日 至2022年9月30日) 2022年11月8日に関東財務局長に提出  
事業年度(2022年度)第3四半期(自 2022年10月1日 至2022年12月31日) 2023年2月8日に関東財務局長に提出  
事業年度(2023年度)第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月14日に関東財務局長に提出  
事業年度(2023年度)第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度(2023年度)第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2024年2月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度(2024年度)第1四半期(自 2024年4月1日 至 2024年6月30日) 2024年8月14日までに関東財務局長に提出予定

### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2023年11月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年7月1日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2023年11月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月23日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

発行登録書の「第二部 参照情報」「第2 参照書類の補完情報」の記載を以下のように訂正します。訂正箇所は下線で示しております。

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日(2022年11月1日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。また、当該将来に関する事項については、その作成時点での予測や一定の前提に基づくものであり、その達成を保証するものではありません。



(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正発行登録書提出日(2023年11月9日)までの間において重要な変更があった事項は、以下のとおりです。以下の見出しに付された項目番号は、参照書類としての有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」の項目番号に対応するものです。

なお、文中の将来に関する事項は本訂正発行登録書提出日(2023年11月9日)現在において判断したものであり、また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、以下に記載した事項を除き、本訂正発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。また、当該将来に関する事項については、その作成時点での予測や一定の前提に基づくものであり、その達成を保証するものではありません。

(3) ソニーの戦略的目的を達成するための買収、第三者との合併、投資、資本的支出、組織再編成、構造改革は成功しない可能性があります。

ソニーは、技術獲得や効率的な新規事業開発のため、又は事業の競争力強化のため、買収、第三者との合併、資本的支出及びその他の戦略的出資を積極的に実施しています。例えば、2021年度には、少数持分を保有しているEpic Games Inc. (以下「Epic Games」)への追加の戦略的出資、Kobalt Music Group Limited (以下「Kobalt」)が保有する主にインディーズアーティストを対象とした音楽配給事業である「AWAL」、ならびに音楽の著作権隣接権管理事業である「Kobalt Neighbouring Rights」に関するKobaltの子会社の全ての株式及び関連資産の取得、AT&T Inc.の子会社でアニメ事業Crunchyrollを運営するElation Holdings, Inc.の持分の100%の取得、Taiwan Semiconductor Manufacturing Company Limitedの子会社であるJapan Advanced Semiconductor Manufacturing(株)への少数持分出資ならびにブラジルの独立系音楽レーベルSom Livreに係る全株式及び関連資産の取得を行いました。2022年度には、米国の独立系ゲーム開発会社Bungie, Inc.の全ての株式の取得、Epic Gamesへの追加の戦略的出資、本田技研工業株式会社とのモビリティ分野における合併会社の設立を行いました。

買収や合併の完了は、関係当局の承認及び許可の取得等が条件となる場合がありますが、競争法制度や競争法当局の審査の厳格化により、確定契約締結後の審査に想定以上の時間がかかること又は承認もしくは許可を得られないこと等により、ソニーが事業機会を逸失し、当初想定した買収や合併の効果の一部又は全部を実現できない可能性があります。

ソニーは、買収・合併する会社の技術、会計、税務、財務、人事及び法的な観点等における包括的な分析と評価を行います。多額の買収コスト又は統合費用の発生や、新たに買収した会社におけるIT及び情報セキュリティリスク、想定したシナジーが実現できないこと、期待された収益の創出とコスト改善の失敗、主要人員の喪失や債務の引受け等により、ソニーの業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

ソニーが第三者と合併会社を設立したり戦略的パートナーシップを構築する場合、ソニーの財政状態及び業績は、パートナーとの戦略の相違又は文化的相違、利害の対立、シナジーが実現できないこと、合併会社及びパートナーシップ維持のために必要となる追加出資や債務保証、合併パートナーからの持分買取義務、ソニーが保有する合併持分の売却義務、もしくはパートナーシップの解消義務、キャッシュ・フローの管理を含む不十分な経営管理、特許技術やノウハウの喪失、減損損失、及びソニーブランドを使用する合併会社の行為又は事業活動から受ける風評被害により、悪影響を受ける可能性があります。

(10) ソニーの成功は、挑戦心と成長意欲に満ちた多様な人材との良好な関係の維持と、それら人材の採用・確保に依存しています。

ソニーが、ますます競争が激しくなる市場において、コンテンツの制作やサービスの開発、製品の設計、製造、マーケティング及び販売を継続するためには、マネジメント人材、クリエイティブな人材、及びハードウェアやソフトウェアエンジニアなどの高い専門性や豊富な経験を持った内部及び外部の重要な人材を惹きつけ、確保し、それらの人材との間で良好な関係を維持することが必要となります。しかしながら、そのような人材には高い需要があります。加えて、事業譲渡や構造改革及びその他の事業構造変革施策の実施により、経験豊かな人材やノウハウが意図せず喪失又は流出してしまう可能性があります。また、特にエンタテインメント領域において、労働組合によるストライキが生じた場合、又はそのおそれがある場合、作品のリリースの遅れやコストの増加につながることもあります。例えば、映画分野では、全米脚本家組合が2023年5月から2023年9月にかけてストライキを実施し、映画俳優組合 - 米テレビ・ラジオ芸術家連盟が2023年7月からストライキを継続しています。これらのストライキにより、映画製作における一部作品の劇場公開日の変更やテレビ番組制作における作品納入の後ろ倒しなどの悪影響が出ています。さらに、日本国内においては、少子高齢化にともなう労働人口の減少や、企業間の専門人材獲得競争の激化、人件費の高騰などが進んでおり、人事制度の設計・運用が不十分である場合、必要な人材を確保することが困難となる可能性があります。もしこれらの事象が起きた場合、あるいは高い専門性や豊富な経験を持った人材や重要なマネジメント人材を惹きつけ、確保し、良好な関係を維持できなかった場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。